



2009年12月2日

PRESS RELEASE

北マリアナ諸島「米国入国審査料」導入のご案内 2009年11月28日より新たに徴収

北マリアナ諸島（サイパン・テニアン・ロタ）では、2009年11月28日よりグアムー北マリアナ諸島ビザ免除プログラム（Guam-CNMI Visa Waiver Program、以下 GCVWP）が施行されました。

また、これに伴い入国審査料（7米ドル）が新たに徴収されることになりました。支払い方法に関しましては、航空券が発券される際に併せて徴収されます。

新たなビザ免除プログラムの概要は以下の通りです。

- 目的地：サイパン（テニアン・ロタ含む）、又はグアムのみ
- GCVWP参加国の国籍で、それらの国で発行されたパスポートを所持していること
- パスポート：基本的には帰国日まで有効なもの（残存に余裕のある方が望ましい）、IC旅券、又は機械読取式パスポートであること。
- 滞在可能日数：45日以内
- 譲渡不可で、出国日が北マリアナ諸島あるいはグアムに入学した日から45日を超えないことが確認できる往復の航空券を所持していること
- 入学時の必要書類：I-736、I-94、通関申告書（変更なし）
- ESTA：不要

※グアムー北マリアナ諸島ビザ免除プログラム加盟国（2009年11月1日現在）

オーストラリア・ブルネイ・香港・日本・マレーシア・ナウル・ニュージーランド・パプアニューギニア・韓国・シンガポール・台湾・英国（台湾の居住者は台湾ナショナルIDカードおよび有効な再入学許可のついた、有効な台湾パスポートを所持していること）

※ロシア連邦、中国国籍の方：北マリアナ諸島への45日以内の滞在を目的とする臨時入学許可が新たに認定されました。この臨時入学許可はCNMI（サイパン・テニアン・ロタ）への入学のみに適用され、グアム入学（経由も含む）に適用することはできません。詳細については、アメリカ大使館ホームページにてご確認ください。

<http://tokyo.usembassy.gov/j/visa/tvisaj-gcvwp-china.html>

※グアムー北マリアナ諸島ビザ免除プログラムを利用してサイパンに渡航する場合は、機械読取式パスポート、又はe-パスポート（IC旅券）が必要です。ESTA渡航認証は必要ありません。ただし、サイパンに46日以上90日未満の滞在が希望の場合、またサイパンから米国の他の都市に引き続き旅行する場合は、通常のVWPを利用して渡航することになります。その場合は、ESTA渡航認証の事前手続きが必要です。通常のVWP要件についてはアメリカ大使館ホームページにてご確認ください。

～ 当リリースに関するお問合わせ先 ～

マリアナ政府観光局日本事務所 旅行業界担当： 渋谷／高久

TEL: 03-3225-0263 / FAX: 03-5363-1118